

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案」に対する意見公募要領

平成26年 5月30日
経済産業省
商務情報政策局
情報経済課

1 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省では、電子商取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係法令がどのように適用されるのか、その解釈を示し、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的とし、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（以下「準則」という。）を策定、公表しております。

準則は、電子商取引をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルールメイクの状況等に応じて、見直し・改訂を行うこととしており、平成14年3月に策定して以来、これまで10回に渡り改訂を実施しております（最終改訂は平成25年9月）。

今般、11回目の改訂について、改訂案をとりまとめましたところ、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をいただけますようお願い申し上げます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

2 意見公募の対象

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案」

3 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

4 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成26年 5月30日（金） ～ 平成26年 6月29日（日）必着

5 意見提出先・提出方法

御氏名、御連絡先及び本件への御意見を日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) FAX

意見提出用紙（別紙）に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のFAX番号宛にお送りください。

FAX番号：(03) 3501-6639

(2) 郵送

意見提出用紙（別紙）に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」担当 宛

(3) 電子メール

意見提出用紙（別紙）に記載の項目（御氏名、御連絡先及び本件への御意見）を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。御意見等を添付ファイルにて御提出いただく場合、ファイル形式等に特段の制限はありませんが、何らかの原因で提出されたファイル内容が確認できなかった場合には、異なるファイル形式での再提出をお願いすることがあります。

メールアドレス： ecip-rule_atmark_meti.go.jp

※ 迷惑メール対策のため、アットマーク記号を「_atmark_」に置き換えて記載しています。「_atmark_」部分を半角アットマーク記号に置換の上送付してください。

※ 電子メールの件名を「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案に対する意見」としてください。

(4) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）から本件の「意見提出フォーム」に進み、所定欄に御氏名、御連絡先を御入力の上、意見提出用紙（別紙）の「御意見」欄の要領にて「提出意見」欄に御意見を御入力いただき、御提出ください。

6 その他

皆様からお寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等をおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

